SCIP対応ガイドライン

1.2版

改版ページは右上にマークしています。巻末の「改版履歴」も合わせて参照ください。

2021年5月19日

アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP) SCIP対応ガイドライン検討会アドホック

SCIP (スキップ) : Substances of Concern In articles as such or in complex objects(Products)



はじめに

欧州化学品庁(ECHA)が策定したSCIPデータベースへのSVHC^{※)}情報の登録義務が2021年1月から開始されます。 ECHAホームページには、その説明やテスト登録用のWeb画面が用意されていますが、具体的に何をどのように登録したらよいのか、各社手探りで調査・確認しているところです。

一方、chemSHERPAは、この責務に対応するため、次期リリースバージョン(2.02)でSCIP情報の伝達機能を追加いたします。(2020年10月予定)

chemSHERPAでは、SCIPデータベースの必須情報を収集するための機能は追加しますが、SCIPデータベース登録用のデータフォーマット(IUCLID6データ)を生成するものではありません。ECHAの準備したSCIPデータベースへは、別途各社の責任において登録する必要があります。

本ガイドラインは、SCIPデータベースの登録要件や内容を解説し、chemSHERPAでどのように調査をして、自社製品のSCIPデータを作成すれば良いのかを例示することにより、各社の業務に寄与することを目的とします。

また、あわせて運用ルールやノウハウ集を示すことで、サプライチェーン全体のSCIP情報調査の負荷を軽減し、最小限の負荷で法的義務が果たせるよう方向付けをすることも意図しております。

尚、本ガイドラインは一定のルールを示しますが、法的義務の判断は最終的には各社の責任において行って頂くことが原則であり、全てのSCIPデータベース登録責務を示すものではありません。

2020年6月 アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP) SCIP対応ガイドラインアドホックメンバー

※) 高懸念物質(substances of very high concern): REACH規則の附属書XIVに収載される認可対象物質の候補になる物質



目次

はじめに

1. S	SCIPデータベースとは	••••• 4
1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 1-7 1-8 1-9 1-10	法的責務 SCIPデータベース 登録は誰の責務か 登録対象の成形品は 登録対象と構成 登録情報 登録情報 別に SCIPデータベースへの登録方法 IUCLID6からの入力方法 O システム連携 (S2S) 1 SCIPデータベース登録スケジ 2 ECHA資料集	
	hemSHERPAの活用 chemSHERPAでのSCIP情報	
2-2 2-3 2-4 2-5	chemSHERPAにおけるSCIP Article as such 入力支援ツール 成分情報の入力例 遵法判断情報の入力例 入力項目の補足説明	対応とは

	運用ルール・ノウハウ集 chemSHERPAからSCIPへ登録	・・・・・・・ 40 録する方法例)
3-2 3-3 3-4	SCIP対応フローチャート SCIP-DB運用開始までのスラ chemSHERPA運用ルール 必要最小限の情報調査とは 入力サンプル	テップ
4. Q)&A集	59
4-2	SCIPデータベース chemSHERPA 運用ルール	

改版履歴 出筆者、問合せ先



1. SCIPデータベースとは?



1-1.法的責務

EUの廃棄物枠組み指令により、SVHC情報の提供を義務付け。

EUは、これまでの大量生産・大量消費という経済から、製品や部品を再利用したり、廃棄された素材をリサイクルして有効活用することで、資源を極力循環(Circular)させていく循環経済政策(サーキュラーエコノミー)を宣言し推進しています。

その経済政策の1つとして、**廃棄物枠組み指令**が改正され、**2021年1月5日以降にEUへ上市する成形品*1を対象に、EU域内の成形品供給者はSVHC情報をECHAが構築するデータベースに提供すること、**ECHAは、この情報を、廃棄物処理業者や要求があれば消費者へ情報提供できるようにすること、がそれぞれ義務付けられました。

※1:詳しい定義についてはJIS Z7201またはJAMPの「製品含有化学物質管理ガイドライン」を参照ください。

なぜ、廃棄物枠組み指令なのか?

SVHC情報は、REACH規則第33条により、成形品の受領者および消費者に伝達されますが、廃棄物処理業者には伝達されないため、廃棄された成形品中のSVHCが、再利用した部品や素材に含まれるリスクがあります。

廃棄物枠組み指令は、この途切れている**廃棄物処理業者へのSVHC情報の伝達を補完し、廃棄物を安全かつ 適切に処理可能とすること**を目的に改正されました。同時に成形品に含まれる有害物質の代替を促進し、有害物質が含まれる廃棄物を削減することも狙っています。

廃棄物枠組み指令の改正内容(EU)2018/851

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018L0851&from=EN

廃棄物枠組み指令2008/98/EC

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32008L0098&from=EN

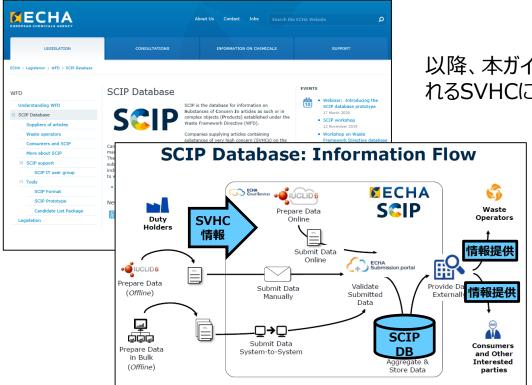


1-2.SCIPデータベース

ECHAが開発した成形品中のSVHCに関するデータベース。

ECHAは、EU域内の成形品供給者から提供されたSVHCに関する情報をデータベース化し(SCIPデータベース)、廃棄物処理業者と消費者が参照できるようにします。

SCIP : \underline{S} ubstances of \underline{C} oncern \underline{I} n articles as such or in complex objects (\underline{P} roducts)



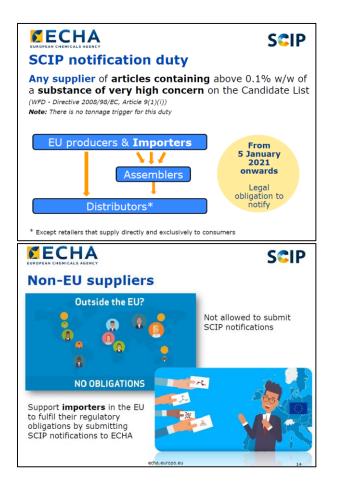
以降、本ガイドラインでは、SCIPデータベースに構築されるSVHCに関する情報を「**SCIP情報**」と称します。

https://echa.europa.eu/scip-database



1-3.登録は誰の責務か

SVHC濃度が0.1wt%を超える成形品を供給するEU域内の供給者。 EU域外の供給者は、契約※3によりEU域内の供給者に代わって登録可能。



	登録義務	備考
EU域内の製造/加工/輸入/流通 に関わる事業者	あり	% 1
EU域外の成形品供給者	なし	%2 %3

- ※1 プロフェッショナルユーザーまたはインダストリアルユーザー向けではなく、 直接消費者に成形品を提供する小売業者等は対象外。
- ※2 EU域内の成形品供給者へSCIP情報を提供する必要があります。
- ※3 EU域内の成形品供給者とSCIP情報の登録業務を代行する契約を交わすことにより登録可能。(この際、双方でアクセスの範囲や機密情報の取り扱い方法について合意することが重要です。)

⇒参考: ECHA Q&A ID:1610

ECHA Q&A ID: 1609 登録義務者 1610 EU域外の成形品供給者の場合

https://echa.europa.eu/support/qas-support/browse/-/qa/70Qx/view/topic/Waste+Framework+Directive+-+SCIP+database

2020.3.17

Introduction Webinar: Introducing the SCIP database prototype

https://echa.europa.eu/-/substances-of-concern-in-products-database-try-out-the-prototy-1



1-4.登録対象の成形品は

2021年1月5日以降に上市するSVHC濃度が0.1wt%を超える成形品が対象。 SVHCが追加発表された場合は、SCIP情報の更新が必要。

		2021年	₹1月5日	
パターン①	成形品A	△上市(登録対象外)	△上市(登録対象)	
パターン②	成形品B	△上市(登録対象外) ↑		追SVHC NA NA NA NA NA NA NA NA NA NA
		<u>** 2</u>		

上市時期の違いによるSCIP登録の対象/対象外の区分

パターン①:2021/1/5より前に上市した成形品を2021/1/5以降も上市する場合は、登録対象です。

※1 SCIP登録後、2021/1/5以降に追加発表されたSVHCを含んでいる場合、

次に上市する時に登録済のSCIP情報に新たなSCIP情報を加えて更新する必要があります。

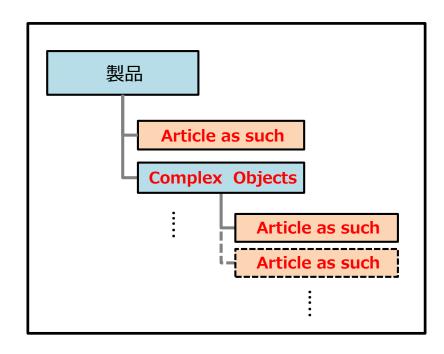
パターン②: 2021/1/5以降は上市しなくなった成形品において、2021/1/5以降に追加発表されたSVHCを含んでおり、

かつ成形品がまだ使用されている可能性が高い場合は、SCIP情報の自主的登録を推奨します。(※2)

2020.3.17 Webinar: Introducing the SCIP database prototype Questions and answers transcript Q15 https://echa.europa.eu/documents/10162/29143218/210420 scip webinar ga en.pdf/1e8f62de-2c65-e0d3-e859-2ea41e685cea



1-5.登録対象と構成



SCIPデータベースの登録対象は、Candidate List に指定された SVHCが0.1wt%を超える含有があるArticle as such*1および、そのArticle as suchを含むComplex Objects*1および 製品です。

※1: Article as suchは、最小成形品(ファーストアーティクル)や 原部品であり、Complex ObjectsはArticle as suchの複合品です。

(製品には、物質、混合物も存在しますが、SCIPデータベースでは登録対象ではありません。)

SCIPデータベースでは、Article中に存在するSVHCの名称、濃度範囲等はArticle as such単位で登録し、Complex objectsは、それらArticle as suchを参照する形で登録します。 Complex objectsの配下の構成部品情報として、更に Complex objectsを登録する場合、その階層の数に制限や ルールはありません。

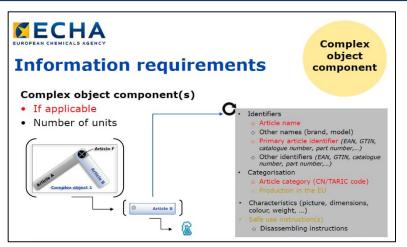
ex) Complex objects – (Complex objects ···)

– Article as such

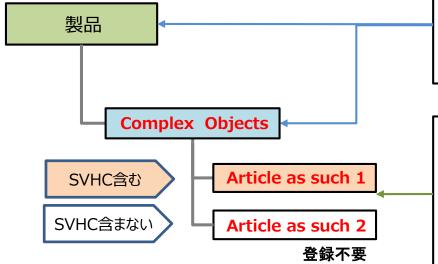
Detailed information requirements for the SCIP database 1 (15) September 2019 https://echa.europa.eu/-/scip-database-will-improve-transparency-on-hazardous-substances-in-articles → Information requirements



1-6.登録情報



https://echa.europa.eu/documents/10162/29143218/160320_webinar_introducing SCIP database en.pdf/4aaccffb-2a34-14cb-6d60-a3492a4b0189



SCIPデータベースの登録対象となる製品が、
Complex Objects、Article as suchという構成の場合、
SVHCを含むArticle as suchを登録し、その情報をComplex
Objectsに紐づけ、それを製品に紐づけた形式で階層登録します。

・製品/Complex Objectsの登録情報(6項目)

- ·Article name (名称)
- ·Primary article identifier (識別子)

各登録において必須な情報は、下記に示します。

- ·Article category (カテゴリ)
- ·Production in the EU(EU域内製造)
- ·Safe use instruction(s)(安全使用情報)
- ・Complex object component(s)(下位階層の特定情報)

·Article as such登録情報(8項目)

- ·Article name (名称)
- · Primary article identifier (識別子)
- ・Article category (カテゴリ)
- ・ Production in the EU (EU域内製造)
- ・Safe use instruction(s) (安全使用情報)
- · Candidate list substance (SVHC情報)
- · Concentration range (含有濃度範囲)
- Material category (材料カテゴリ)



1-7. 登録情報の解説

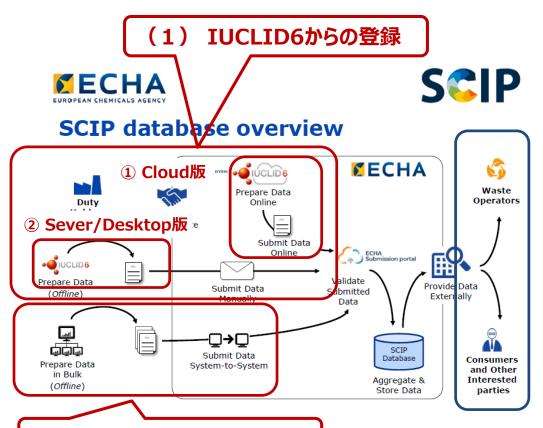
登録情報(必須項目)	製品	Complex Objects	Article as such	解説
Article name(名称)	0	0	0	固有の名称(製造者が自由に設定可能) 例:製品名、ユニット名、部品名
Primary article identifier(識別子)	0	0	0	英数字による識別情報(Typeを選択し、Valueを記載、Valueは製造者が自由に設定可能) 例製品型番、カタログ番号、部品番号
Article category(カテゴリ)	0	0	0	CN/TARIC ^{※1} コード(10桁未満は0が補填され10桁で表現)
Production in the EU(EU域内製造)	0	0	0	EU域内で製造されたか否かの情報 次から選択: EU produced、EU Imported、Both EU produced and imported、No data
Safe use instruction(s)(安全使用情報)	0	0	0	安全な使用に関する情報:フリーテキスト、または定型文(SVHC 以外の特段の情報なし)選択
Complex object component(s)	0	0		下位階層を紐付けるためのArticle as such (Complex Objects)を特定する情報
Candidate list substance (SVHC情報)	_		0	0.1wt%を超えるSVHCの情報(CAS No.、物質名称)
Concentration range(含有濃度範囲)	_	_	0	SVHC含有率 選択式:例 0.1~100%、0.1~0.3%、10~20%など
Material category (材料カテゴリ)	_	_	0	材質の分類コード

※1: TARICとは、欧州共同体統合関税率、もしくは E U統合関税率、E U共通関税率を指す。Integrated Tariff of the European Communitiesの頭文字をとり、略してTARICと呼ばれる。関税率決定の要となるHSコード(6ケタ)に、下位部分~4ケタを足した6ケタ~10ケタで構成されている。以下の欧州議会のサイト内のデータベースで検索することが可能。なおArticle categoryは下方0充填され、10桁に統一されているため、10ケタ未満のTARICコード入力時は不足ケタに0を足した10桁入力が必要。

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/what-is-common-customs-tariff/taric_en



1-8. SCIPデータベースへの登録方法



SCIPデータベースへの登録方法は以下の3パターンが用意されています。

- (1) IUCLID6^{※1}からの登録
 - ①Cloud版 からの登録
- ②Server または Desktop版 からの登録 (2)システム連携(S2S*2)で自動登録

現時点では、(1) ①、(2) の方法が主に説明されています。

(2)の方法については、情報が入っておりません。 また、青枠の廃棄物処理業者やエンドユーザから、 登録された成形品情報がどのように参照されるのか について、も情報がありません。

情報入手次第、アップデートいたします。

(2)システム連携(S2S^{※2})

- ※1:「IUCLID 6」とは、欧州化学品庁(ECHA)が、有害化学物質の管理データベース用に公開している無料ソフトウェア「IUCLID」の最新版 https://iuclid6.echa.europa.eu/fi/
- ※2:システム to システム (画面操作無く、システムから自動登録する方法)



1-9. IUCLID6からの入力方法(1/4)

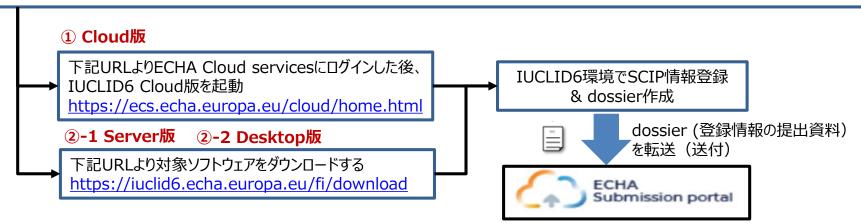
V1.2修正

IUCLID6 からの登録について

- ・Cloud版は、ECHA Cloud servicesにアクセスし、直接に登録作業を行う事が出来る。
- ・Sever版は、個社のサーバ上にIUCLID6の環境を構築しSCIP情報の登録作業を行うことができる。
- ・Desktop版は、外部ネットワークへの接続をせず、localhostのブラウザ上で作業を行うことができる。
- ・アクセス後の画面構成は、全ての環境で同じであるため、登録情報およびdossierの作成方法は、同一の操作手順で submission portalから提出する。

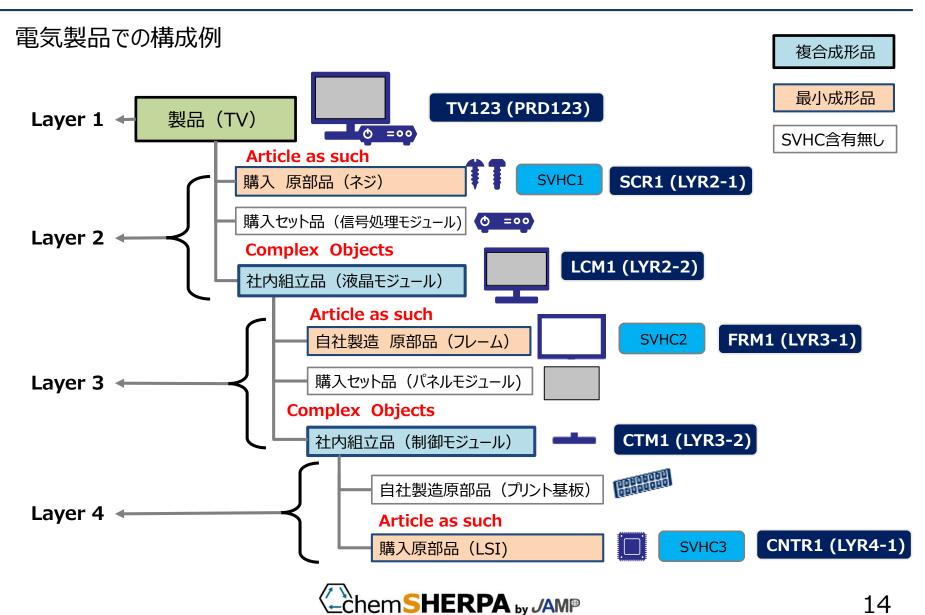
ECHA accountの取得

- ・https://idp.echa.europa.eu/ui/login(ログインページ) にアクセスして、「Create an ECHA account」のリンクをクリックする
- ・表示された画面でメールアドレスなど必要情報を入力し、ユーザ登録ボタンを押す (パスワードは8文字以上、大文字、小文字、数字、記号のうち3つ以上が文字列に含まれること。名前と同じ文字列は不可)
- 入力されたメールアドレスにメールが送られる
- ・最初にアクセスしたログインページで、ユーザID、パスワードを入れてログインする
- ・https://ulem.echa.europa.eu/ui/create-legal-entity (法人作成ページ) の「MY ACCOUNT」メニューから、法人情報を登録 ここで国を入力する項目があり、EU域外を指定した場合は、SCIP登録は出来ないので注意。



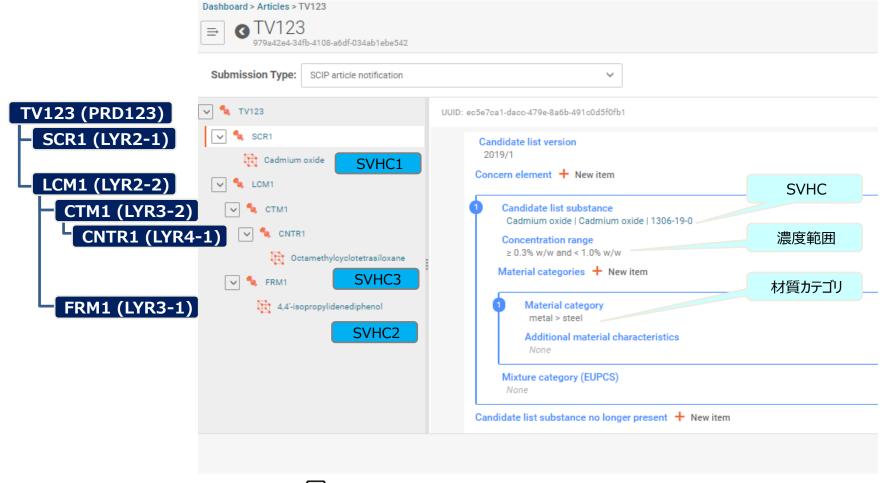


1-9. IUCLID6からの入力方法(2/4)



1-9. IUCLID6からの入力方法(3/4)

最初に下位の最小成形品(下図の場合、SCR1、CNTR1、FRM1)を1-7のArticle as suchの情報項目(8項目)を入力し登録します。次に、順次上位の成形品を登録していきます。



1-9. IUCLID6からの入力方法(4/4)

上位の成形品(下図の場合、TV123、LCM1、CTM1)を1-7のComplex Objectsの情報項目 (6項目)を入力し登録します。登録時に、下位の階層または最小成形品を選択し追加します。



1-10. システム連携 (S2S)

SCIP情報をインターネットを介して、システム連携 (S2S)でSCIPデータベースに自動登録する仕組みも提供しています。

System-to-system (S2S)の概要

- ・公開されたREST API $^{\times 1}$ に準拠した方法で提出する。 $^{\times 1}$; Webを外部から利用するためのプログラムの規則(API)の一つ
- ・IUCLID6(i6z)形式でドシエを作成する。
- SVHC物質情報、カテゴリなどのマスターデータ(picklists)※2 を提供するので個社システムに組み込んで作成する。
- 記載する内容(必須、オプション等)は、クラウド/スタンドアロン版IUCLID6の場合と同じ。
- ・内容の自動検証はSCIP提出時に実施される。

https://echa.europa.eu/scip-format

(2021/5現在の説明書の掲載場所)

- SCIP format version 2.0 October 2020 [ZIP] (IUCLID 6 v.5)

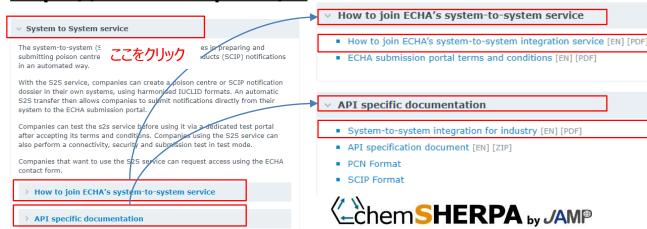
 SCIP format annex Picklists: October 2020 [XLSX] | [ZIP]
 Note that the XML list of picklist values contains all IUCLID phrases, not only the ones relevant for SCIP.
- ■※2、SCIPフォーマットPicklists (Excelで提供)

■ SCIP Notification Format - SCIP data model [PDF] [EN]

■IUCLID6(i6z)のフォーマットの説明書

- SCIP Notification Format Preparing a SCIP dossier [PDF] [EN]
 Validation rules for SCIP notifications [PDF] [EN]
- APIでSCIP側にドシエを送り込んだ際の検証時のエラーチェック内容、エラーコード

https://echa.europa.eu/manuals



- S2Sキーの取得など、 S2Sを開始するための手順が 掲載されている
- REST APIの利用方法が 解説されている

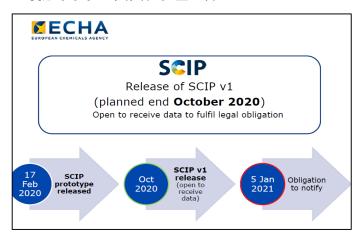
17

V1.2修正

1-11. SCIPデータベース登録スケジュール

2021年1月5日以降に、EUへ上市する成形品を対象に、EU域内の成形品供給者はSVHC情報をSCIPデータベースに登録する必要があります。

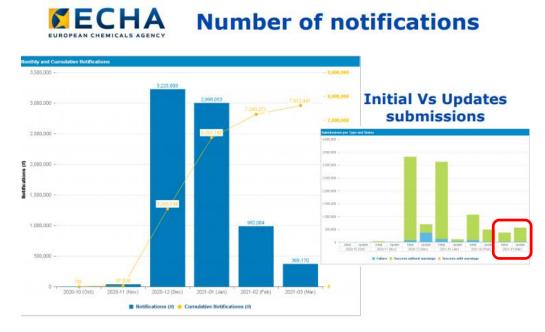
当初のリリーススケジュール



https://echa.europa.eu/documents/10162/29143218/160320 _webinar_introducing_SCIP_database_en.pdf/4aaccffb-2a34-14cb-6d60-a3492a4b0189

予定通り2020年11月からSCIPデータベースが オープンし、登録責務が始まっています。

2021年3月時点の登録状況



 $https://echa.europa.eu/documents/10162/28213971/20210325_scip_it_user_group_presentation_en.pdf/e44dfd20-f6ca-07e3-9335-350fefd7d5cc$

2021年3月時点で700万件を超える登録がされており、3月では 新規登録より更新数が上回る状態となり、各社の初期登録が落ち 着いているように読み取れます。



1-12.ECHA資料集(1/2)

解説の参考にしたWebサイトは以下の通りです。

ECHA SCIP DatabaseOtop page

https://echa.europa.eu/scip

Detailed information requirements for the SCIP database 2019/9 ECHA SCIP要求事項公開

https://www.echa.europa.eu/documents/10162/28213971/scip_information_requirements_en.pdf/9715c4b1-d5fb-b2de-bfb0-c216ee6a785d

ECHA SCIP workshop 12 Nov 2019

https://echa.europa.eu/-/scip-workshop-12-november-2019

SCIP IT user group meetings 月一程度で開催。次回5/28

https://echa.europa.eu/de/scip-it-user-group

Webinar: Introducing the SCIP database prototype 17 March 2020

https://echa.europa.eu/-/introducing-the-scip-database-prototype

本Webinarでの仕様変更の説明がApril2020の IT group meetingの仕様説明に反映されている。Movieあり。

上記のAll slides

https://echa.europa.eu/documents/10162/29143218/160320_webinar_introducing_SCIP_database_en.pdf/4aaccffb-2a34-14cb-6d60-a3492a4b0189

IUCLID 6 April 2020 release

https://iuclid6.echa.europa.eu/fi/view-article/-/journal content/title/iuclid-6-april-2020-release

Release note Version 6.4.14.1 29/04/2020

https://iuclid6.echa.europa.eu/documents/21812392/22308511/IUCLID_6_Release_Notes.pdf

IUCLID release webinar 12/05/2020 All slides

https://echa.europa.eu/documents/10162/29453624/120520 iuclid april 2020 webinar en.pdf/a33e9eb7-9553-94d4-ee48-2fe1057e9aa4

Download Software

The latest version of IUCLID 6 published for all users on this website is 4.14.1. The ECHA Cloud services users have access to version 4.14.1.

https://iuclid6.echa.europa.eu/fi/download

Documentation - User manual/Terms and conditions/Dossier preparation manuals/Instllation and update manuals https://iuclid6.echa.europa.eu/fi/documentation



1-12.ECHA資料集(2/2)



解説の参考にしたWebサイトは以下の通りです。

Number of unitのオプション化

https://echa.europa.eu/scip-it-user-group

TARICコード検索URL

TARIC Consultation

https://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/taric/taric_consultation.jsp?Lang=en&Screen=0&Expand=true&SimDate=20100831

TARICコードリスト

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/what-is-common-customs-tariff/taric_en

ECHAマニュアルページ

https://echa.europa.eu/manuals

S2Sサービス導入マニュアル

https://echa.europa.eu/documents/10162/29996051/how to join echas s2s service en.pdf/8273f8ed-296a-a605-6ff5-d5e388fd94a5

S2S (RESTサービス) 利用ガイド

https://echa.europa.eu/documents/10162/29996051/s2s_integration_for_industry_en.pdf/ae221934-d00e-c4a4-bdcb-ff88829ad90d



2. chemSHERPAの活用

- chemSHERPAでのSCIP情報伝達の方法 -



2-1.chemSHERPAにおけるSCIP対応とは(1/2)

V1.2修正

【chemSHERPAの基本的な考え方】

chemSHERPAではSCIPが要求する<u>登録必須項目</u>を、サプライチェーンで情報伝達することを目的に、chemSHERPA-AI(成形品)に項目追加を行いました。

- ① SCIPに登録するための情報項目をchemSHERPAで伝達可能とすることが目的であり、SCIPデータベース登録用のデータフォーマット (IUCLID6データ) を生成するものではありません。 IUCLID6データの生成は必要に応じ、各社で行っていただく必要があります。
- ② SCIP情報の設定は、基本B2B(依頼者)の要請に基づくものとなります。また依頼者からの要請がない場合でも、発行者による自主的な設定を阻害するものではありません。
- ③ 川上から受領したchemSHERPAにSCIP情報が設定されている場合、依頼者からのSCIP情報要否に関わらず、受領データ中のSCIP情報はそのまま川下への伝達項目として継承するものとします。
- ④ SCIPにおける『Article as such』は、chemSHERPAにおける『原部品単位(原部品として生成されるchemSHERPAデータファイル単位)』と考えます。 ※次項2-2参照



2-1.chemSHERPAにおけるSCIP対応とは(2/2)

【chemSHERPAの基本的な考え方】

- ⑤ 成分情報と遵法判断情報のどちらにもSCIP情報の設定を可能とし、成分→遵法変換におけるSCIP情報の継承、また成分情報、遵法判断情報それぞれの複合化におけるSCIP情報の継承も可能とします。
- ⑥ chemSHERPAのデータフォーマットは、現状のVer.2.xで使用しているスキーマ IEC62474 x8.0をそのまま使用し、x8.0の既存のコメント欄を用いてSCIP情報を伝達します。(コメント欄における既存の区切り文字"@"を用いて項目定義を行うことにより、データフォーマットの変更は行わないものとします)
- ② SCIP情報の取扱いに際し、chemSHERPA上でリスト設定が必要となる情報は、外部リストにマスターとして追加します。(Article Category、Material Category、chemSHERPAの材質分類とSCIP Material Categoryのマッピング情報、Production in European Union)



2-2. Article as such

chemSHERPAでは、SCIPに登録するアーティクルの最小単位『Article as such』を chemSHERPAにおける『原部品』と捉えてデータ作成を行います。

SVHCの分母としての定義は、v2から採用された『アーティクルフラグ』が立っている材質または部品(ファーストアーティクル) であることに変わりはありません。しかしながら、材質(母材などの単位)をSCIP登録することは、登録単位が小さすぎるとの 観点から、IEC62474の判断に基づき、『Article as such』はchemSHERPAにおける原部品の単位(複合データに おいては成分情報における階層ごと)と捉えます。原部品の定義については、「chemSHERPA製品含有化学物質情報 利用ルール」および4項Q&A集を参照ください。

一方、chemSHERPAにおけるSVHC含有濃度の算出はアーティクルフラグが示すファーストアーティクルの質量を分母 として取り扱いますので、『Article as such』として登録される単位質量と、SVHC含有濃度を算出した分母質量(ファース トアーティクル)が異なる場合があります。各社判断により、原部品の質量を分母として再計算する等の対応をお願いします。



chemSHERPA-AI データ作成支援ツールV2.02から、SCIP情報の入力が可能になりました。(※当ガイドライン上の引用画面はVer.2.03のものです)

■SCIP対応におけるユーザーインタフェース上の追加/変更点

【基本情報画面】

- ① SCIP情報を含むか否かの選択肢(チェックボックス)の追加
- ② SCIP情報の入力状況(ステータス情報)の追加(画面/EXCEL出力)

【成分情報画面】

- ① SCIP情報入力画面(成分情報)への遷移メニュー追加
- ② SCIP情報入力画面(成分情報)を新たな入力画面として追加
- ③ EXCEL出力結果にSCIP項目を追加出力

【遵法判断情報画面】

- ① SCIP情報入力画面(遵法判断情報)への遷移メニュー追加
- ② SCIP情報入力画面(遵法判断情報)を新たな入力画面として追加
- ③ EXCEL出力結果にSCIP項目を追加出力

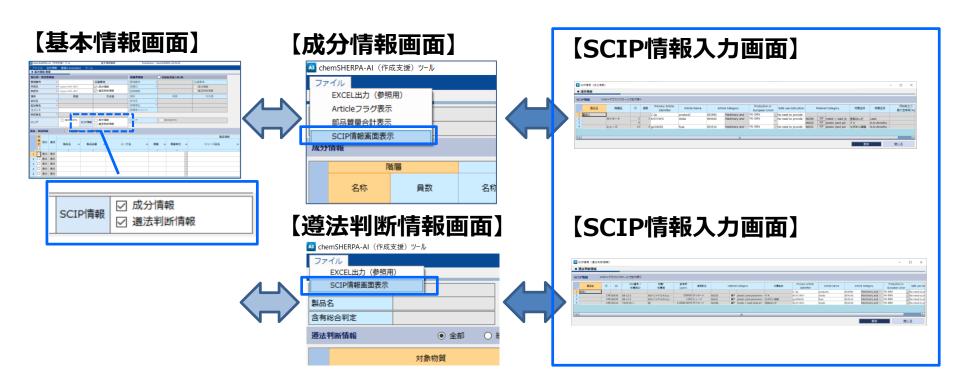


2-3.入力支援ツール(2/5)

■SCIP情報入力画面への遷移

基本情報画面でSCIP情報を含む選択(宣言)をした場合のみ、成分、遵法判断のそれぞれの入力画面でSCIP情報入力画面への遷移が可能となります。

- ・SCIP宣言時、成分/遵法判断それぞれの画面での『確定』実行により自動遷移。
- ・SCIP宣言時、成分/遵法判断それぞれの画面メニューから遷移も可能。(但し確定状態に限る)





【基本情報画面】





【SCIP情報を対象にするかの選択ボックスを追加】

- ・成分/遵法の片方、または両方の選択が可。
- ・本項目はXMLに入出力されないが、XML読込時 に入力状況が「SCIP有」の場合は、チェックON。
- ・SCIP宣言しない場合もXML中に記載されている SCIP項目はそのまま継承する。

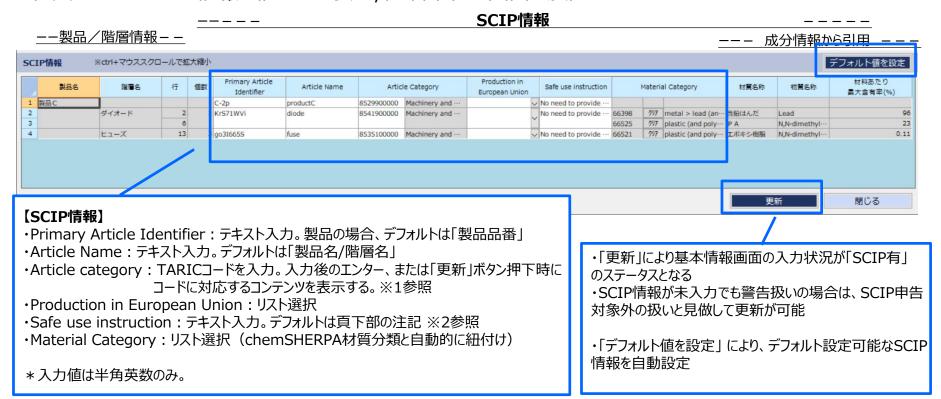


【SCIP情報の入力有無を、入力状況欄に表示】

- ・本項目はXMLにも入出力される。
- ・エラーチェック時、上記の「SCIP情報」にチェックがついているのに、入力 状況が「SCIP有」ではない場合、エラーとなる。

【SCIP情報入力画面(成分情報)】

SVHC(成分表の規制フラグがSVHC該当、かつ物質用途が「Not-Relevant」以外の物質)を含む物質の一覧を、その情報を構成する製品/階層単位で画面に展開する。



※1『TARICコード』

該当するTARICコードが10桁未満の場合、Ver.2.03以降のマスタはTARICの下方0充填がされ、10桁に統一されているため10桁入力が必要
※2『Safe use instruction』デフォルト設定文字列

[No need to provide safe use information beyond the identification of the Candidate List substance]



【SCIP情報入力画面(遵法判断情報)】

遵法判断情報のIDのうち、SVHCに該当するID、かつY/NがYのものを対象として部位毎に画面に 展開する。



【SCIP情報】

- ・Material Category: リスト選択 (chemSHERPA材質分類と自動的に紐付け)
- ・Primary Article Identifier: テキスト入力。製品の場合、デフォルトは「製品品番」
- ・Article Name: テキスト入力。デフォルトは「製品名/階層名」
- ・Article category: TARICコードを入力。入力後のエンター、または「更新」ボタン押下時にコードに対応するコンテンツを表示する。※1参照
- •Production in European Union: リスト選択
- ·Safe use instruction: テキスト入力。デフォルトは頁下部の注記 ※2参照
- *入力値は半角英数のみ。
- *成分→遵法変換時は成分情報での設定値を継承設定

- ・「更新」により基本情報画面の入力状況が「SCIP有」のステータスとなる
- ・SCIP情報が未入力でも警告扱いの場合は、SCIP申告対象外の扱いと見做して更新が可能
- ・「デフォルト値を設定」により、デフォルト設定可能なSCIP 情報を自動設定

※1『TARICコード』

該当するTARICコードが10桁未満の場合、Ver.2.03以降のマスタはTARICの下方0充填がされ、10桁に統一されているため10桁入力が必要

Ćechem**SHERPA** Խ JAM₽

※2 『Safe use instruction』デフォルト設定文字列

『No need to provide safe use information beyond the identification of the Candidate List substance』

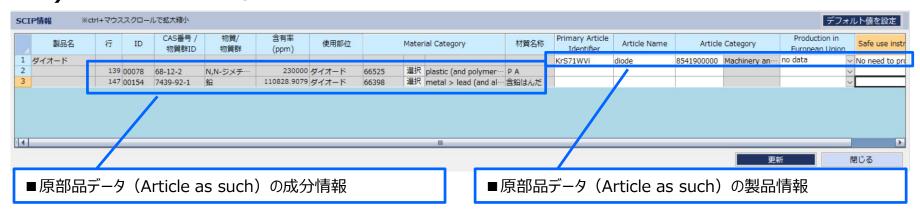
ex) 成分情報『原部品データ』におけるSCIP画面イメージ



ex) 成分情報『複合データ』におけるSCIP画面イメージ



ex) 遵法判断情報『原部品データ』におけるSCIP画面イメージ



ex) 遵法判断情報『複合データ』におけるSCIP画面イメージ



【SCIP情報のデフォルト設定について】

chemSHERPAでは、chemSHERPAで入力が必要なSCIP情報のうち、デフォルト設定可能な情報はデフォルト値が自動設定可能※です。

※成分情報/遵法判断情報画面でSVHC含有率0.1wt%超過のデータを対象にデフォルト値を設定。

登録情報(必須項目)	デフォルト	デフォルト設定値	注記
Article name	•	製品・部品情報の製品名	製品名が全角設定されている場合、半角 英数に変換が必要
Primary article identifier	•	製品・部品情報の製品品番	
Article category	×		デフォルト設定不可
Production in the European Union	•	選択肢『No data』	「EU域内の製造ではない」
Safe use instruction(s)	•	定型文『No need to provide safe use information beyond the identification of the Candidate List substance』	「SVHCであること以外の特段の情報なし」
Candidate list substance	_	成分・遵法情報のSVHC情報 (CAS#、物質名)	chemSHERPA非入力項目
Concentration range	_	成分・遵法情報のSVHC情報 (含有率)	chemSHERPA非入力項目
Material category	0	材質分類からマッピング設定	※当項後述参照



[Article Category 1]

SCIPが必須項目として要求しているArticle Categoryには『EU共通関税』を示す『TARICコード』を入力します。自身の製品が該当する『TARICコード』を調べるにはTARICのサイトを使います。 【TARIC】

https://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/taric/taric_consultation.jsp?Lang=en

「Goods code」に品目コードを入力、「origin/destination」でJapanを選択します。 品目コードがわからない場合、品目コードは6桁までは世界共通なので、日本の関税分類を参考に4〜6桁 (HSコード※)まで品目コードを調べ、TARICに入力、細則部分を確認しながら6〜10桁のコードを調べます。 【実行関税率表】

https://www.customs.go.jp/tariff/2020 4/index.htm

※HSコード: 「商品の名称及び分類についての統一システム(Harmonized Commodity Description Coding System)に関する国際条約(HS条約)」に基づいて定められた品目コード。21種の分類(部)別にコードは「類=上2桁」と「項=上4桁」、「号=上6桁」で構成され、この6桁までは世界共通のコードとなる。

ex) HS⊐-ド : <u>841510</u>

- ・84(類):原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
- ・8415 (項): エアコンディショナー (動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するもの に限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む)
- ・841510(号):窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したもの(一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る)



2-6.入力項目の補足説明(3/8)

[Article Category 2]

ex) HSコード分類(部)

分類番号	内容
第1部	動物(生きているものに限る)及び動物性生産品
第2部	植物性生産品
第3部	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第4部	調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品
第5部	鉱物性生産品
第6部	化学工業(類似の工業を含む。)の生産品
第7部	プラスチック及びゴム並びにこれらの製品
第8部	皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第9部	木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第10部	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品
第11部	紡織用繊維及びその製品
第12部	履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品
第13部	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品
第14部	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第15部	卑金属及びその製品
第16部	機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並び にこれらの部分品及び附属品
第17部	車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品
第18部	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品
第19部	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
第20部	雑品
第21部	美術品、収集品及びこつとう



2-6.入力項目の補足説明(4/8)

[Article Category 3]

ex) HSコード分類 (類) ※第16部のみ例示

分類番号	内容
コート	機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器 並びにこれらの部分品及び附属品
第84類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部 分品及び附属品

ex) HSコード分類(項)※第85類の一部のみ例示

HS⊐ード	品名、内容
8501	電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。)
8502	発電機(原動機とセットにしたものに限る。)及びロータリーコンバーター
8503	第85.01項又は第85.02項の機械に専ら又は主として使用する部分品
8504	トランスフォーマー、スタティックコンバーター(例えば、整流器)及びインダクター
	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド
8506	一次電池
8507	蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を含む。)であるかないかを問わない。)

ex) HSコード分類(号)※8501の一部のみ例示

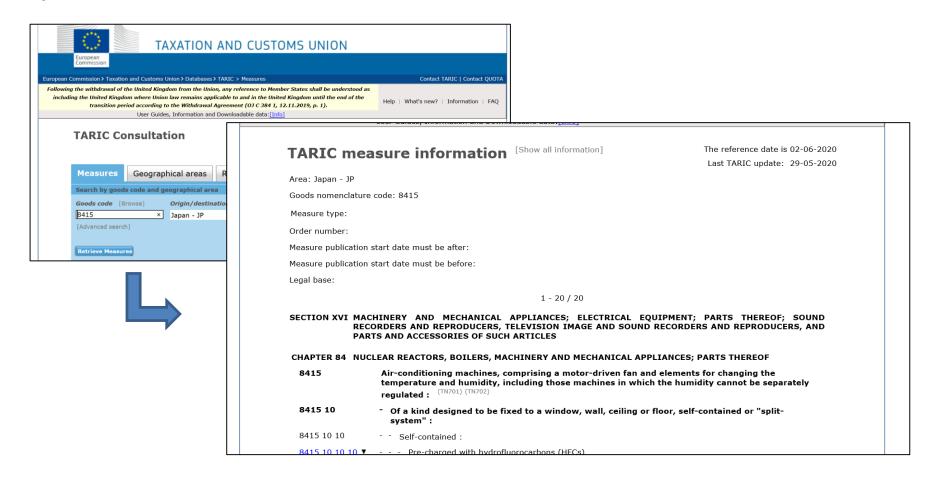
HS⊐ード	品名、内容
8501 10	電動機(出力が37.5ワット以下のものに限る。)
8501 20	交直両用電動機(出力が37.5ワットを超えるものに限る。)
8501 31	出力が750ワット以下のもの
8501 32	出力が750ワットを超え75キロワット以下のもの



2-6.入力項目の補足説明(5/8)

[Article Category 4]

ex) TARICでの検索、結果表示例: 商品コード (Goods code) 8415で検索





2-6.入力項目の補足説明(6/8)

[Material Category 1]

chemSHERPAの材質分類(101項目)と、SCIP Material Category(299項目)は1:1、または1:Nの関係で紐付けられます。

- ① chemSHERPAの材質分類と該当するSCIP Material Categoryが1:1の関係になるもの。
 - ➡ chemSHERPAで設定された材質分類により自動的にSCIP Material Categoryが設定されます。その他の選択はできません。
- ② chemSHERPAの材質分類と該当するSCIP Material Categoryが1:Nの関係で、 Nの候補中、デフォルト設定が可能なもの。
 - ➡ chemSHERPAで設定された材質分類により候補となるSCIP Material Categoryのうち、 デフォルトとなるコードが初期設定されます。デフォルト設定されるコードが適切でない場合、 その他のSCIP Material Category候補リストから選択してください。
- ③ chemSHERPAの材質分類と該当するSCIP Material Categoryが1:Nの関係で、Nの候補中、デフォルト設定ができないもの。
 - ➡ chemSHERPAで設定された材質分類により候補となるSCIP Material Category 候補リストから選択してください。
- 注)chemSHERPAの「材質分類」とSCIPの「Material Category」はJAMPから外部リストとして提供予定ですが、その選択の妥当性は各社責任において確認をお願いします。



2-6.入力項目の補足説明(7/8)

V1.2修正

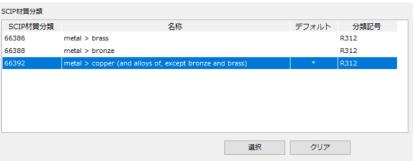
[Material Category 2]

ex) 関係性ケース別の初期設定イメージ

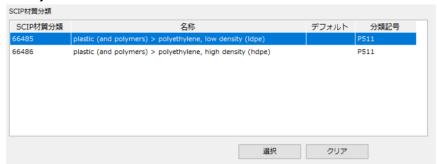
	Mat	terial Category	材質名称
66392	選択	metal > copper (and al···	銅合金
66374	クリア	metal > steel	鉄鋼/鋳鋼/焼結合金
	選択		PE

- ① 1:Nの関係(デフォルト設定あり)
- ② 1:1の関係。
- ③ 1:Nの関係(デフォルト設定なし)
- ◆ ①③のケースでは選択ボタンにより候補リストから選択が可能です。

ex) ①での選択リストイメージ



ex) ③での選択リストイメージ(デフォルト無し)



注)SCIPの「Material Category」のデフォルト設定または他のカテゴリの選択については各社責任において お願いします。

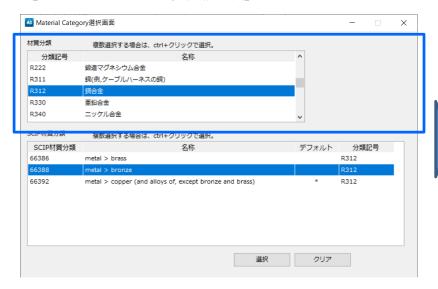


2-6.入力項目の補足説明(8/8)

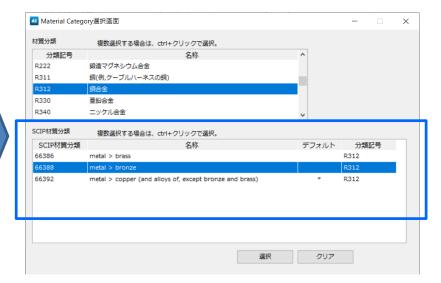
[Material Category 3]

- ※遵法判断画面でMaterial Categoryを設定する場合の留意点
 - 成分情報、および遵法判断情報を成分情報から生成(成分→遵法変換)する場合に おいては、成分情報に設定されたchemSHERPAの材質分類からSCIP Material Category を紐付け設定しますが、遵法判断情報単独でデータを設定する場合、先にchemSHERPAの 材質分類を選択する必要があります。

【chemSHERPA 材質分類】



(SCIP Material Category)





3. 運用ルール・ノウハウ集

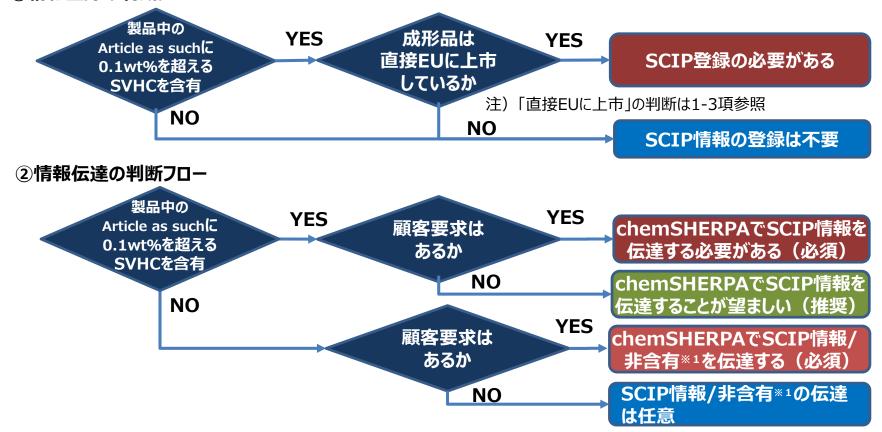
- chemSHERPAからSCIPへ登録する方法例 -



自社がSCIP対応すべきかどうかを下記のフローチャートで確認します。

自社の製品中の「Article as such」に関し、①SCIP情報登録が必要か、②情報伝達が必要か、の判断を下記のそれぞれで判断します。(両方またはそれぞれ必要な場合があります)

①情報登録の判断フロー



※1 「基本情報画面」の「SCIP情報」にチェックを入れて、「成分情報画面」、「遵法判断情報画面」で「SCIP情報」を入力しないことで、SCIP-DBへの 登録すべきSVHC情報がないこと、すなわち「非含有」を伝達できます。

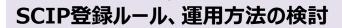
3-2. SCIP-DB運用開始までのステップ

V1.2修正

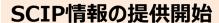
情報登録の義務が生じる企業は概ね以下の取り組みが必要になります。

SCIP登録方針の決定

- 1. 欧州(EU)に上市している自社のSVHC含有製品を洗い出す。 (2021年1月5日以降に新規に上市する製品も含む)
- 2. サンプリングした製品について、SCIP情報を作成してみる。 (chemSHERPA成分情報や遵法判断情報への追記。2章参照)
- 3. 登録する製品数、情報補完の状況により、SCIPデータの登録方法を決定する。
- 4. 不足情報につき、補完の仕方、再調査方針を決定する。 (該当するサプライヤーとのコミュニケーション含む)



SCIP登録トライアル



注)対応要否やスケジュールの設定は各社の状況により異なります。



3-3.chemSHERPA運用ルール(1/4)

Article as such のSCIP情報をサプライチェーン上で伝達します。化学品や素材はSCIP情報伝達の対象外です。

SCIP情報の伝達



化学・素材メーカー

化学品を扱う企業 は、SCIP情報伝達 の対象外です。

原部品メーカー

SVHCを含有する原部品 メーカー。最終製品が明らか にEU出荷がない場合以外は、 SVHC情報に関し、SCIP情 報を作成し、伝達する必要 がある。(※)

川中企業·商社

原部品を購入し、さらに加工する川中部品メーカー。またはそのまま販売する商社。原部品のSCIP情報を川下企業に伝達する必要がある。(※)

川下企業

自らEUに上市する最終製品のメーカー。 SVHC含有部品、材料に関して、川中企業にSCIP情報の伝達を求める。

(※) 自らの製品がEUに輸出される場合、輸入元と協議の上SCIP-DBに登録する必要があります。



3-3.chemSHERPA運用ルール(2/4)

chemSHERPA-AIを使ったSCIP調査について、以下の運用ルールを定めます。

原部品メーカー

- 1. 0.1wt%を超えてSVHCを含有する原部品*) は、chemSHERPA-AIでSCIP情報の入力を行い、川下企業へ伝達する。
- 2. SCIP情報に変更がある場合は、情報を更新する。
- 3. Article Categoryなど不明な情報については、自社の知見により該当判断し、 情報伝達を行う。
- ※)chemSHERPAにおける原部品。2-2 Article as such参照。



3-3.chemSHERPA運用ルール(3/4)

chemSHERPA-AIを使ったSCIP調査について、以下の運用ルールを定めます。

川中企業·商社

- 1. 原部品^{※)} のchemSHERPA-AIや、原部品^{※)} を含む複合化されたchemSHERPA-AIに、SCIP情報が記載されていた場合は、成分、遵法判断ともに情報を消さずに伝達する。 含有率も原部品のSVHC含有量、含有率をそのまま伝達する。 複合化に関しては、chemSHERPA-AI入力支援ツールの複合化機能または、データ利用ガイドに基づき実施する。
- 2. 自社の加工(原部品^{※)}の追加や塗装など)でSVHCが0.1wt%を超えて含有する場合は、原部品メーカーと同様の対応が必要になる。
- 3. 自社の製品についてArticle Categoryなど不明な情報については、極力自社の知見により、 該当判断し、情報伝達を行う。
 - 注)商社が直接EUの法人に上市する場合は、川下企業と同様のSCIP登録責務が生じる場合があります。
- ※) chemSHERPAにおける原部品。2-2 Article as such参照。



3-3.chemSHERPA運用ルール(4/4)

chemSHERPA-AIを使ったSCIP調査について、以下の運用ルールを定めます。

川下企業

- 1. 自社の製品のSCIP登録に必要な情報に関して、<u>必要最小限の情報調査</u> (次頁参照) を 実施する。
- 2. 過去調査回答受領済みの部品に対する再調査は、慎重に判断の上、実施する。 最終製品をEUに上市する新規部品の調査については、SVHC含有時は、SCIP登録を 前提に調査を実施する。
- 3. SCIP情報の調査には、chemSHERPA-AIを利用する。
- 4. 自社の製品についてArticle Categoryなど不明な情報については、自社の知見により、 該当判断する。



3-4.必要最小限の情報調査とは

川下企業は、自社の製品においてSVHCの含有を把握した場合、Article as such の特定と、Complex Objectsの作成が必要になります。SCIP情報が無い場合、以下の項目の情報調査が必要になる場合があります。chemSHERPA-AIによる情報伝達をお願いします。

1. Article as such の情報

- ①Article Name (製品名) → 階層名が日本語記載の場合、英訳が必要
- ② Primary article identifier (識別子) → 階層レベルの型番が不明
- ③Article Category (製品カテゴリ) TARICコード→階層の製品カテゴリが不明な場合がある(2-6項参照)
- ④Material Category (材料カテゴリ)
 - →chemSHERPA-AIの材質区分から特定できないケースがある。(2-6項参照)

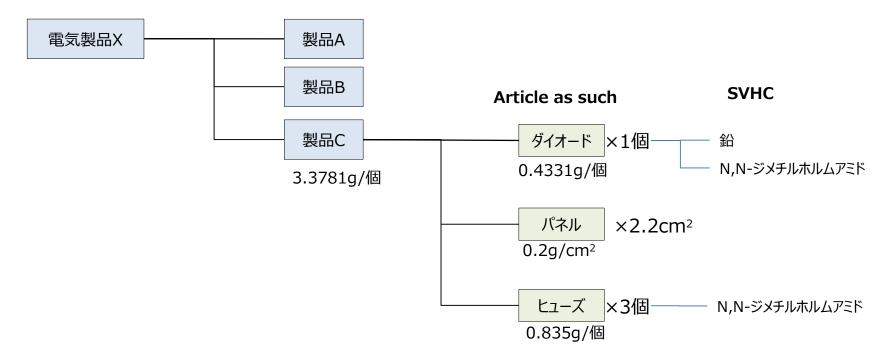
2. Complex Objects の情報

・自社の製品とArticle as such の間の階層(部品、ユニット)における ①製品名、②識別子、③製品カテゴリも原部品同様に設定しにくい情報になります。 Complex Objects に④材料カテゴリは不要です。



【電気製品X】

川下企業は、製品A、B、Cを購入し、電気製品Xを製造して、EUへ上市しているものと仮定します。 製品Cは、Article as such であるダイオード、パネル、ヒューズを複合化して製造されたものとします。 (chemSHERPA基礎講座、CBI学習ツールで複合化サンプルとしているものを引用)



製品A、Bには、SVHCが含有していないことがわかっています。また、製品CのchemSHERPAは入手済みです。



含有濃度 0.1wt%の考え方

chemSHERPA 成分情報 から SCIP情報を入力した例

・本事例では、原部品を分母に再計算して、SCIP登録を行います。

chemSHERPA 遵法判断情報 から SCIP情報を入力した例

・本事例では、アーティクルフラグを分母に、SCIP登録を行います。

成分情報では、原部品質量が確認できるため、原部品を分母にSCIP登録判断を行うことが可能です。 成分情報画面かEXCEL出力した帳票から、原部品質量を確認し、再判定を行います。

遵法判断情報では、原部品質量が判らないため、アーティクルフラグを分母にSCIP登録を行います。 (成分情報やその他の情報から原部品質量が入手できる場合には、原部品分母で判断することも可能です)



-成分情報(chemSHERPA)



-成分情報(SCIP)-

【製品Cの「成分情報」のSCIP入力情報】

注)イメージであり、実際の入力画面とは異なる場合があります。

SCIP情	報(製	品-原部品-9	SVHC	:)										
製品品番	製品名	階層名	個数	Primary Article Identifier	Article Name	Article catego		Productio Europea Union	an	Safe use instruction	Mater catego		物質 (SVHC)	材質あたり 含有率 (%)
C-2p	製品C			C-2p	ProductC	852990	選択	No data	•	No need to provide safe use information…	*			
		ダイオード	1	C-2p-1	diode	854190	選択	No data	•	No need to provide safe use information…	66397	選択	Lead	96%
											66521	選択	N,N- dimethylformami de; dimethyl formamide (DMF)	23%
		と ューズ	3	C-2p-2	fuse	853510	選択	No data	•	No need to provide safe use information…	66525	選択	N,N- dimethylformami de; dimethyl formamide (DMF)	0.11%

ヒューズも、アーティクルフラグを分母に計算すると、材質あたり0.11wt%となりますが、原部品を分母に再計算すると、0.002wt%となり、SVHCの閾値以下となります。そのため、ヒューズのアーティクルはSCIP登録対象外と判断します。

ダイオードの原部品のSVHCが0.1wt%を超えるため、製品X – 製品 C – ダイオード(原部品)の階層と、 ダイオード中の鉛とN,N-ジメチルホルムアミドのSCIP情報を登録します。

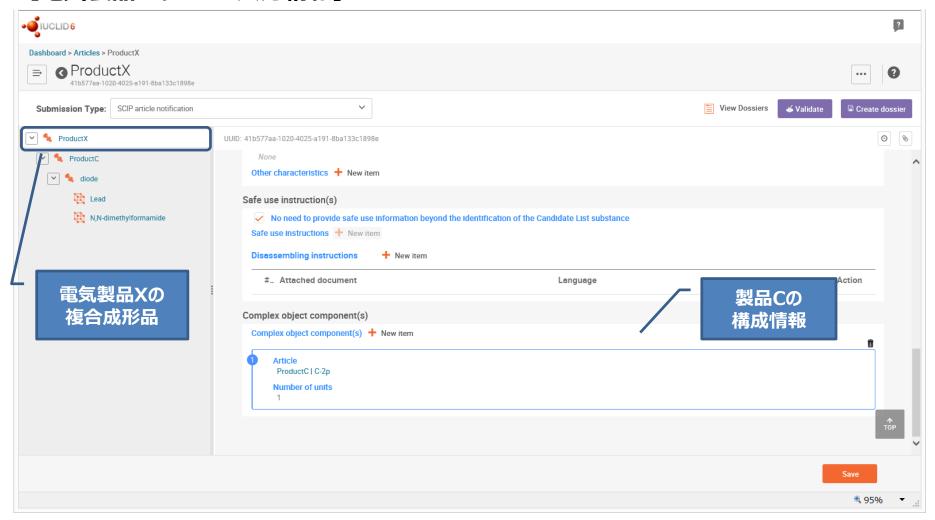
chemSHERPAで製品A、B、Cを複合化した場合、製品CのSCIP情報(赤枠範囲)は削除され、電気製品XのSCIP情報のみとなります(P28~31参照)。製品CをSCIP登録する場合は、複合化前のファイルを参照してください。(※)次ページがIUCLID6の登録画面イメージになります。

(電気製品XのComplexObjectsの情報は別途必要です)



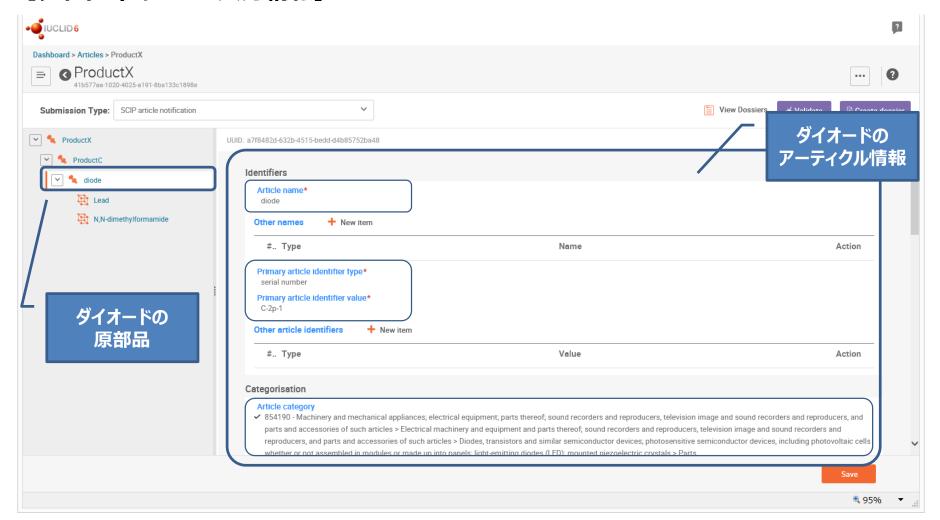
-成分情報からIUCLID6入力①-

【電気製品XのSCIP入力情報】



-成分情報からIUCLID6入力②-

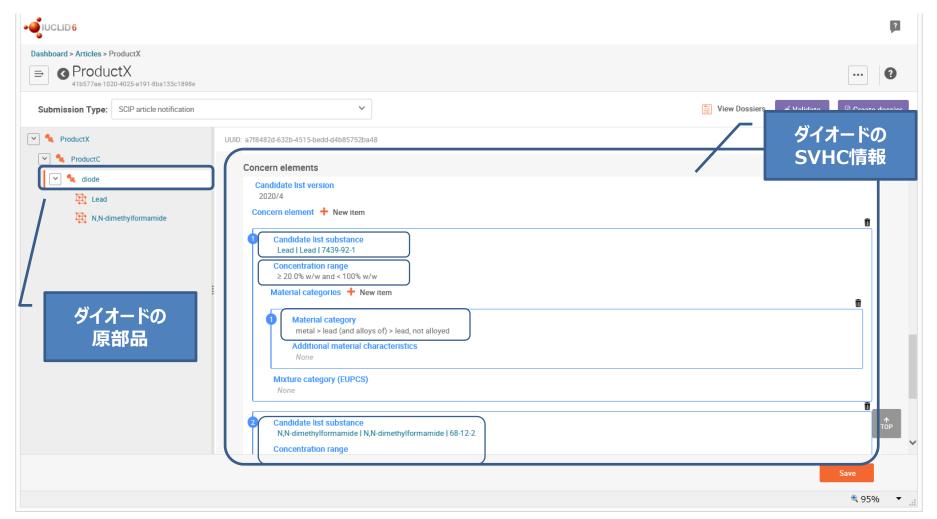
【ダイオードのSCIP入力情報】





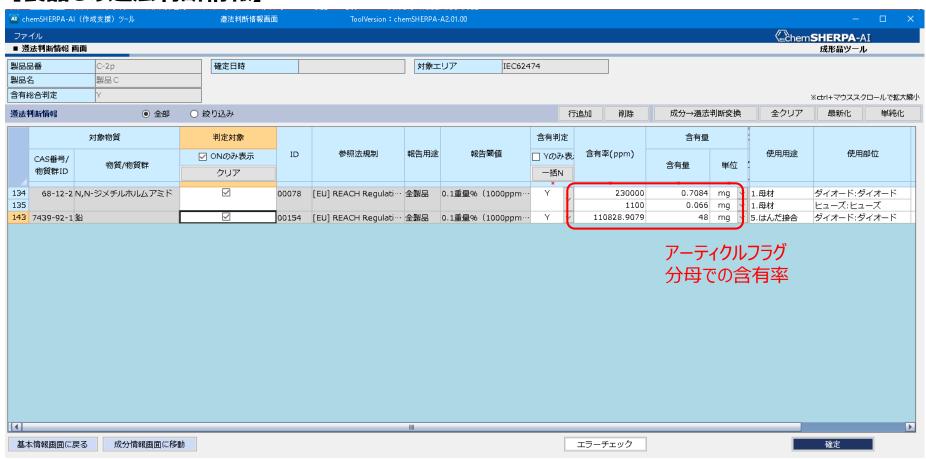
-成分情報からIUCLID6入力③-

【ダイオードのSCIP入力情報】



3-5. 入力サンプル - 遵法判断情報 (chemSHERPA) -

【製品Cの遵法判断情報】





3-5.入力サンプル - 遵法判断情報 (SCIP) -

【製品Cの「遵法判断情報」のSCIP入力情報】

注)イメージであり、実際の入力画面とは異なる場合があります。

SCIP情報(製品-SVHC-原部品)														
製品品番	製品名	ID	物質 物質群	含有率 (%)	使用部位	Primary Article Identifier	Article Name	Artio categ		Produc Europ Uni	oean	Safe use instruction	Mate categ	-
C-2p	製品C					C-2p	ProductC	852990	選択	No data	•	No need to provide safe use information…	*	
		00078	バ,ハーンメナルハ	23.0	ダイオード	C-2p-1	diode	854190	選択	No data	▼	No need to provide safe use information…	66397	選択
			ルムアミド	0.11	ヒューズ	C-2p-2	fuse	853510	選択	No data	•	No need to provide safe use information…	66525	選択
		00154	鉛	11.1	ダイオード	C-2p-1	diode	854190	選択	No data	▼	No need to provide safe use information…	66521	選択

アーティクルフラグ分母の含有率しか把握できず、ヒューズも0.1Wt%を超えているので、SCIP登録対象にします。

製品X-製品C-ダイオード(原部品)の階層と、ダイオード中の鉛とN,N-ジメチルホルムアミドのSCIP情報を登録しさらに、製品C-ヒューズ(原部品)の階層と、ヒューズ中のN,N-ジメチルホルムアミドも登録します。

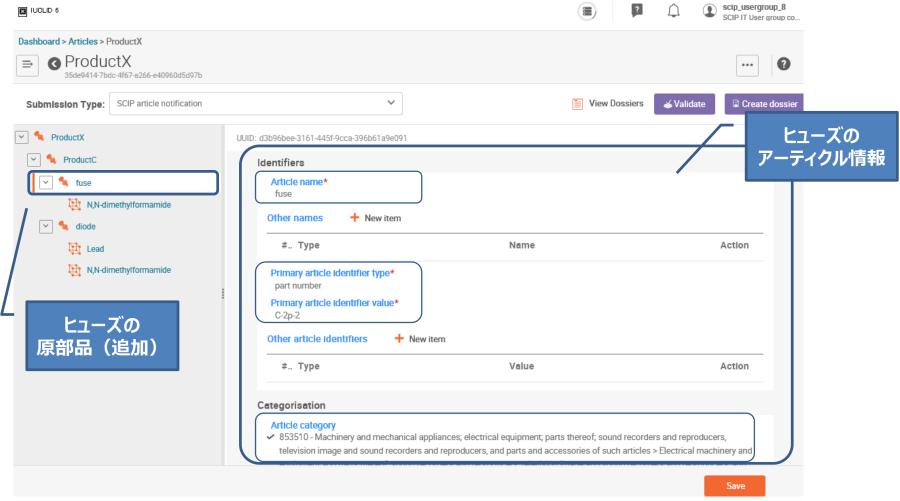
chemSHERPAで製品A、B、Cを複合化した場合、製品CのSCIP情報(赤枠範囲)は削除され、電気製品XのSCIP情報のみとなります(P28~31参照)。製品CをSCIP登録する場合は、複合化前のファイルを参照してください。



 (\times)

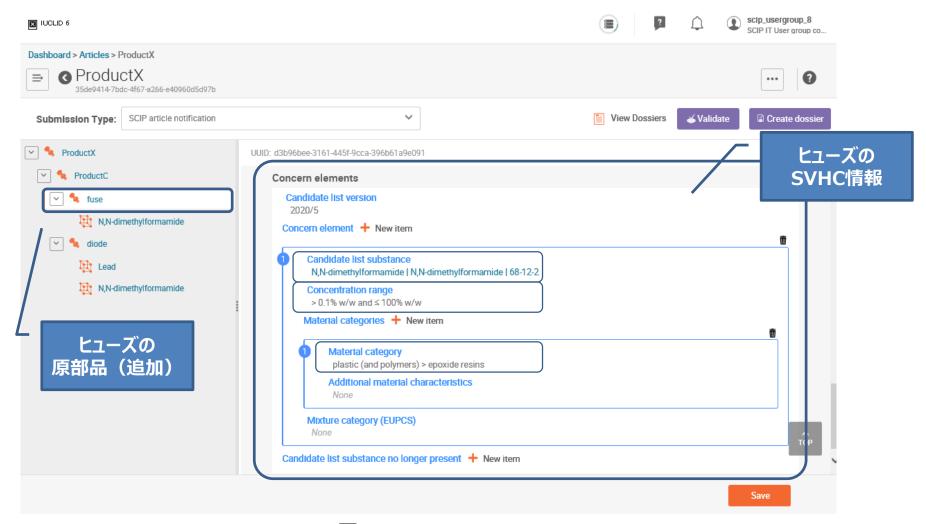
3-5.入力サンプル - 遵法判断情報からIUCLID6入力① -

【ヒューズのSCIP入力情報】



3-5.入力サンプル - 遵法判断情報からIUCLID6入力②-

【ヒューズのSCIP入力情報】





4. Q&A集



4-1.SCIPデータベース (1/3)

No	質問	回答	備考
1	SCIPデータベースの目的は?	製品に含まれる有害物質の代替を促進し、有害物質が含まれる廃棄物を削減することです。 廃棄物処理業者が有害物質の情報を利用可能とすることにより、廃棄物を安全かつ適切に処理可能とすることを目的としています。	https://echa.europa.eu/documents/10 162/28213971/scip_information_requir ements_en.pdf
2	REACH規則第33条により、EU域内 のサプライチェーンおよび消費者には SVHC情報が伝達されているはずで は?	廃棄物処理業者には、自らが処理する廃棄物に含まれるSVHCに関する十分な情報は伝わっていません。そのため、SVHCなど有害物質がリサイクル材に含まれる可能性もあります。 SCIPデータベースは、現在行われていない廃棄物処理業者へのSVHC情報の伝達を補完するものです。	https://echa.europa.eu/nl/support/qas- support/browse/- /qa/70Qx/view/topic/Waste+Framewor k+Directive+-+SCIP+database (ID: 1605、1618、1660)
3	SCIPデータベースへ登録する義務を負うのは誰か?	EU域内の以下の者です。 生産者、組立業者、輸入業者、流通業者、製品を市場に投入する 事業者。ただし、製品を消費者へ直接供給する小売業者およびその サプライチェーン事業者は対象外です。	https://echa.europa.eu/nl/support/qas- support/browse/- /qa/70Qx/view/topic/Waste+Framewor k+Directive+-+SCIP+database (ID: 1609)
4	EU域外から製品を提供する事業者も登録義務を負うのか?	EU域外から製品を提供する事業者には登録義務はありません。 ただし、製品提供者として、SCIP情報を登録する義務を負うEU域 内の事業者へ必要な情報を提供する必要があります。	https://echa.europa.eu/nl/support/qas- support/browse/- /qa/70Qx/view/topic/Waste+Framewor k+Directive+-+SCIP+database (ID: 1610)
5	SCIPデータベースの情報は公開されるのか?	一般に公開されます。ただし、事業上の機密情報は保護される予定です。 (例:サプライチェーンの関係者の繋がりが分かる情報)	https://echa.europa.eu/nl/support/qas-support/browse/-/qa/70Qx/view/topic/Waste+Framework+Directive+-+SCIP+database(ID: 1614)
6	SCIPデータベースの登録対象は?	アーティクル(Article as such)中にSVHCを0.1%を超えて含む 製品が対象となります。SVHCを含有しない製品は登録対象外です。	3-1項参照



4-1.SCIPデータベース (2/3)

No	質問	回答	備考
7	登録対象外となる製品は?	防衛分野における国益に有害であると加盟国が判断した場合に、除 外が認められます。	https://echa.europa.eu/nl/support/qas- support/browse/- /qa/70Qx/view/topic/Waste+Framewor k+Directive+-+SCIP+database (ID: 1608)
8	罰則はあるのか?	改正廃棄物枠組み指令により2020年7月5日までにEU域内の各国で国内法が制定され、罰則はその中で定められると考えられます。	https://eur-lex.europa.eu/legal- content/en/TXT/PDF/?uri=CELEX:3201 8L0851&from=EN
9	シリーズ製品において含有している SVHCが同一の場合、簡易的な登録 方法はあるのか?	現時点では明確な規定はありません。	(参考) SCIPITusergroup情報。 https://echa.europa.eu/documents/10 162/28639054/scp_it_user_group_202 00423_en.pdf/cf242e15-918b-610f- 90e5-dc955f9ab661
10	SVHCが更新されるたび(2回/半年)に情報を更新しなくてはいけないのか?	SVHCリストのバージョンの記載項目はないため、含有するSVHC情報に変化がなければ更新不要です。ただし、新規にSVHCが含有した場合やSVHCを排除(代替)した場合などは更新が必要です。	
11	新たに追加されたSVHCが、SCIPデータを登録し既に上市した製品に含有していることが判明した場合、登録はどのようになるのか?	該当製品を次に上市する時に、SCIP情報を更新する必要があります。	https://echa.europa.eu/documents/10 162/29143218/210420 scip webinar qa en.pdf/1e8f62de-2c65-e0d3-e859- 2ea41e685cea (Q144)
12	EU域外の第三者がデータ登録すること は可能か?同様にEUに直接上市しな い部品メーカーから登録することも可能か	EU域内の法人から委託を受けて登録することは可能です。EU域内 の法人に供給していない部品メーカーからの登録は出来ません。	1-3項参照
13	部品階層の数は、Article As Suchと 製品階層の最低2階層で登録可能 か?	Article as suchと製品(Complex Objects)の間に階層に制限はありません。	1-5項参照



4-1.SCIPデータベース (3/3)

V1.2修正

No	質問	回答	備考
14	登録データが膨大になるため、システム連携(S2S)で登録したい。	自社でシステム開発する場合は、ECHA提供のS2S導入マニュアル、 S2S(REST API)利用ガイドなどを参考にシステム開発を行います。 ITベンダーの提供するサービスを利用することもできます。 (JAMP Webページ「サービス事業者」で参照可)	1-10項参照



No	質問	回答	備考	
1	SVHC情報におけるMaterial categoryを どう選択するのか?	chemSHERPA材質コードからの特定できないものについては自 社の知見で極力設定します。不明なものについて調査を行います。	2-6項、3-4項参照	
2	膨大なArticle categoryからの選択をどう するのか?	自社の関連するHSコードの一覧などを作成し、選択ガイドを作成 頂くようお願いします。	2-6項参照	
3	v2.02とそれ以前のデータを複合化した場合の対応はどうすべきか? SCIP情報が不足している情報を補完する方法が知りたい。	機械的に設定できない項目があります。各社判断で登録頂くようお願いします。	3-4項、3-5項参照	
4		どちらを使用しても問題ありません。成分情報は材質毎の成分データ(SVHC)から展開し、遵法判断情報は用途/部位単位で展開します。どちらを採用するかは、実際に登録を行う個社で判断する必要があります。	3-5項参照	
5	SCIP情報で日本語が入力できません。 Or 更新を押すとエラーとなります。	SCIP情報はEUのデータベースへ登録するために必要な情報となりますので、SCIP情報の欄は半角英数字のみとなります。Or 全角文字が入っていませんか?SCIP情報はEUのデータベースへ登録するために必要な情報となりますので、SCIP情報の欄は半角英数字のみとなります。		
6	Article as such、つまり原部品の判定に関し、判断基準を教えてください。	・原部品中の部品または材質構成は、一般的には十数点程度。 ・chemSHERPA-AIで記載可能な最小部品。例えば、加工が必要なロール状のフィルム、鉄板などは最初の成形品であり、原部品はさらに製造工程を経て部品化される。 ・chemSHERPA-AIの成分情報では、複合化されるとその階層が原部品を表す。 ・原部品に含まれる部品および材質は、通常、成形品ではないものが含まれている。例えば、母材(成形品)と付着剤(混合物)からなるパネルなど。ただし、十数点程度の成形品のみからなるものが最小単位となり、原部品として記載される場合もある。・最初の成形品が原部品の場合もある。(包装用に切断されたフィルム、部品用に切断された鉄板など)	chemSHERPA操作マニュアル 「1.5. 用語の定義 」を参照。	
		// No. CLIEDDA		\overline{C}

4-2. chemSHERPA (2/2)

V1.2修正

No	質問	回答	備考
7	SCIP登録対象の情報を含んでいない場合 にchemSHERPAでどのように情報伝達す れば良いのか。	「基本情報画面」の「SCIP情報」にチェックを入れて、「成分情報画面」、「遵法判断情報画面」で「SCIP情報」を入力しないことで「非含有」を伝達できます。 SCIP非含有情報としての顧客要求がある場合は、上記の対応をお願いします。(3-1 SCIP対応フローチャート参照)	3-1項参照



4-3. 運用ルール

No	質問	回答	備考
1	顧客からIUCLID6に直接登録してほ しいと依頼があったらどうすべきか。	自ら直接EUに上市していなければ、IUCLID6への登録は必要ありません。chemSHERPA-AIで情報伝達をお願いします。	3-3項参照
2		IUCLID6の登録方法は同じです。EU域外の供給者は、契約によりEU域内の供給者に代わって登録することができます。	1-3項参照



改版履歴

版数	発行日	改版内容
1.0	2020/6/29	新規作成(JAMP会員限定公開)
1.1	2020/8/6	一般公開 p24 Article as such の説明に原部品の定義引用記述を追加 p33,34 誤記訂正:文章から「部注」を削除 p62 Q&Aに原部品の判定基準を追加
1.2	2021/5/XX	★が主要な変更点。他は画面や表現の最新化P3 ページ追加に伴うページ番号修正p11 Article categoryの仕様変更を反映p13 ECHA accountの取得方法を追記p17 S2S(システム連携)の概要、資料掲載場所を修正p18 リリース済みとして登録スケジュールの表現を修正p19,20 URLの最新化、S2S関連のマニュアル追記p22,25 リリース済み表現に修正p26~31 ツール画面の最新化p28,29 Article categoryの仕様変更を反映、デフォルト設定を追記p32 SCIP項目のデフォルト設定に関する説明を追加p33 桁数を修正p38,39 ツール画面の最新化p41 SCIP非含有の場合の伝達ルールを追加★p42 タイムスケジュールを削除p62 Q&A_14の回答を修正p63 Q&A_6の備考を修正p64 Q&A_7の質問を追加



出筆者

	社名(順不同)
座長	日本電気株式会社(NEC)
	キヤノン株式会社
	日本ユニシス・エクセリューションズ株式会社
	京都技術法規サービス合同会社
	株式会社リコー
メンバー	ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社
	京セラ株式会社
	パナソニック株式会社
	株式会社JVCケンウッド
	沖電気工業株式会社
事務局	一般社団法人産業環境管理協会(JAMP事務局)

内容に関するお問い合わせは、下記の「FAQ / お問い合わせ」のページからお願いします。

お問い合わせの分類: SCIP対応 https://chemsherpa.net/help

JAMP事務局





1. 著作権

・本資料の著作権は、発行者であるアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)に帰属し、本書の無断での複製、転載などは著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書に記載されている文章、図表などを複製、転載などされる場合は、事前に発行者の許諾を得てください。

2. 責任の制限

・本資料は、記載された情報の利用にあたっては各自の判断に基づき行うものとし、作成者・著作者はそれによって生じた一切の損害については責任を負いかねます。